

# 計画の認定を申請される方へ（ご案内）

## ― 建築物の耐震改修の促進に関する法律（「耐促法」）第17条第1項 ―

### 計画の認定とは

耐震改修を行おうとする建築物の所有者は、その耐震改修の計画について、所管行政庁に対し、計画の認定を申請することができます。所管行政庁は、耐震改修計画の内容が、耐促法の基準に適合している場合は、その耐震改修の計画を認定します。

認定を受けた建築物は、増築等における建築基準法の規定の特例を受けることができます。また、建築基準法に規定する建築確認申請の手続きが必要な工事であってもその手続きが不要となり、当該手続きに係る手数料も免除されます。

### 認定申請書の提出について

計画の認定は、次のいずれかに適合していることが要件です。

- ①「現行の耐震関係規定に適合していること」
- ②「地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること（平成18年国土交通省告示第185号）」

認定申請にあたり、①又は②の認定要件に応じて次の書類をご用意ください。申請書類は正本・副本の2部提出してください。（副本は認定通知書の交付時にお返しします。）

なお、耐震改修の計画が建築基準法に規定する確認申請を要する場合は、当該確認申請に必要な書類一式（特定行政庁が定める部数）を添えて提出してください。

### ①に適合するものとして申請する場合（省令第28条第1項に基づく認定申請）

ご用意いただく書類	記入内容など
申請書（第5号様式）	必要事項を記入してください。
委任状（任意様式）	申請者が所有者以外の場合に添付してください。 （所有者である法人の代表者がその法人に所属する者（従業員等）に委任する場合を除きます。）
省令第28条第1項表（い）項及び（ろ）項に掲げる図書	必要事項を記入してください。
建築基準法第12条第1項に規定する定期報告書の写し及び改善報告書又は施工状況報告書（様式1）	申請に係る建築物が適切に維持管理されていることを確認するために添付を求めるものです。
その他知事が必要と認めた書面	認定に当たり、必要な情報が不足している場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

②に適合するものとして申請する場合（省令第28条第2項に基づく認定申請）

ご用意いただく書類		記入内容など
申請書	・木造部分がある場合 第5号及び第6号様式	必要事項を記入してください。
	・木造部分がない場合 第5号様式	
委任状（任意様式）		申請者が所有者以外の場合に添付してください。 （所有者である法人の代表者がその法人に所属する者（従業員等）に委任する場合を除きます。）
第三者判定機関が発行した耐震診断結果の判定書及びこれに付属する判定概要書の写し		耐震診断の結果が、法律に規定する技術指針事項に適合することを証するものとして添付を求めます。耐震改修計画についての判定書及びこれに付属する判定概要書の写しを添付してください。
省令第28条第1項表（い）項に掲げる図書		必要事項を記入してください。
建築基準法第12条第1項に規定する定期報告書の写し及び改善報告書又は施工状況報告書（様式1）		申請に係る建築物が適切に維持管理されていることを確認するために添付を求めます。
その他知事が必要と認めた書面		認定に当たり、必要な情報が不足している場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

建築基準法の規定の特例を受ける場合

上表のほかにご用意いただく書類	
既存不適格建築物の制限の特例 <small>耐促法第17条第3項第3号（省令第28条第3項）</small>	申請書（第7号様式）
	省令第28条第3項に掲げる図書
耐火建築物の制限の特例 <small>耐促法第17条第3項第4号（省令第28条第4項）</small>	申請書（第8号様式）
	省令第28条第4項に掲げる図書
容積率の制限の特例 <small>耐促法第17条第3項第5号（省令第28条第5項）</small>	申請書（第9号様式）
	建築基準法施行規則第1条の3第1項第1号イ及びロに掲げる図書及び書類、同条第7項の規定に基づき特定行政庁が規則で同法第6条第1項の申請書に添えるべき図書を定めた場合においては当該図書
建ぺい率の制限の特例 <small>耐促法第17条第3項第6号（省令第28条第6項）</small>	申請書（第10号様式）
	建築基準法施行規則第1条の3第1項第1号イ及びロに掲げる図書及び書類、同条第7項の規定に基づき特定行政庁が規則で同法第6条第1項の申請書に添えるべき図書を定めた場合においては当該図書

(前項のつづき)

上表のほかにご用意いただく書類	
建築確認申請の特例 <small>耐促法第17条第10項(省令第28条第7項)</small>	建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書

認定申請に関する注意事項

- ・申請に係る手数料は不要です。
- ・建築基準法の規定に適合していない場合は、認定することができません。
- ・申請書類に記載された内容は、岡山県関係部署に対し、内容確認や詳細調査のために情報を提供することがあります。

認定を受けた建築物(計画認定建築物)の取扱いについて

- ・円滑な耐震改修の実施のため、岡山県が計画認定建築物の認定事業者に対し、耐震改修の計画の内容や工事の進捗状況等の報告を求め、工事現場に立ち入り又は検査することがあります。(計画認定建築物に係る工事が完了したときは岡山県が完了確認を行います。)

問い合わせ・認定申請書の提出先

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県土木部都市局建築指導課街づくり推進班  
電話 086-226-7504 (直通)

※注意

建築物の所在地が、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、総社市、新見市である場合は、それぞれの市役所の建築指導担当課へお問い合わせください。